

監査公表第5号

公共下水道受益者負担金に係る住民監査請求監査による勧告を受けて講じた措置について、大牟田市企業管理者から通知を受けましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき公表します。

平成22年12月1日

大牟田市監査委員 徳 永 敬 史  
同 塚 本 岩 夫

大企総第856号  
平成22年11月26日

大牟田市監査委員 徳永敬史様  
同 塚本岩夫様

大牟田市企業管理者 西山安昭

住民監査請求に基づく勧告に係る措置について（通知）

平成22年10月13日付監第236号にて勧告のありました事項につきまして、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講じた旨を通知いたします。

記

1 必要な措置を講ずることとされた事項

延滞金の徴収に関しては、条例に規定する徴収事務が行われていない。  
このように条例と整合しない状況が今後も継続することは、認められな  
いため、平成22年11月30日を期限として必要な措置を講ずること。

2 措置の状況

今回の調査で判明した延滞金確定者に対して延滞金の請求を行うこと  
はもとより、その徴収に努めていくこととした。

今後は、日々納付される受益者負担金に関して、その都度延滞金の計算  
を行い、確定した延滞金については速やかに請求及び徴収を行っていくこ  
ととした。